甲佐町公告第８３号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和８年１１月２日

甲佐町長　甲斐　高士

記

１　経営管理権集積計画の対象森林
　別紙のとおり

２　縦覧場所　甲佐町役場　農政課
　甲佐町のホームページ

３　縦覧の期間
公告実施日～２０３２年３月３１日（計画期間の終期）

４　本公告により、甲佐町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。